

2025年5月20日

各位

会社名 株式会社ネオマーケティング  
代表者名 代表取締役 橋本 光伸  
(コード：4196、東証スタンダード・名証メイン)  
問合せ先 取締役 CFO 森田 尚希  
(TEL. 03-6328-2880)

**自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ**  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社の株価水準、手元資金、経営環境等を総合的に勘案し、機動的な資本政策を遂行することで資本効率の向上を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類  | 当社普通株式   |
| (2) 取得する株式の総数  | 50,000 株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 2.0%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 60,000,000 円 (上限)                                |
| (4) 取得する期間     | 2025年5月21日～2025年8月31日                            |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                                  |

(参考) 2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	2,532,000 株
自己株式数	41,074 株

以上